

令和6年度

遠野市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 遠野市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担 当 所属名	反 映 区 分
7月16日	1 道路網等整備の充実について 1 市内道路の災害に強い安全・安心な対策について (1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。	道路網は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展において必要性・重要性の高いインフラである。 東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道 340 号立丸峠工区の完工、三陸復興道路の全線開通による当市を取り巻く道路ネットワークの充実により、県内外各地へのアクセス性が向上し、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が当市へ拠点を移転したことをはじめ、新たな企業立地及び増設企業が増加するなどのストック効果が表れており、新たな雇用の創出や地域産業の振興が見込まれている。 ついで、道路網の整備により地域で暮らす人々の安全・安心を確保するとともに、地域経済の拡大につながる次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。 1 市内道路の災害に強い安全・安心な対策について (1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。	一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度に「下組町～六日町工区」として事業化し、令和6年度は物件調査を進めてきたところです。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)	県南広域振興局	土木部	A:1
7月16日	1 道路網等整備の充実について	(2) 一般国道 340 号松崎町八幡交差点からかつぱロード間の改良拡幅を図ること。	一般国道 340 号の松崎町八幡交差点からかつぱロード間については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通に	県南広域振興局	土木部	C:1

	1 市内道路の災害に強い安全・安心な対策について (2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の改良拡幅を図ること。		よる交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)			
7月16日	1 道路網等整備の充実について 1 市内道路の災害に強い安全・安心な対策について (3) 一般県道土淵達曽部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を路肩拡幅によ	(3) 一般県道土淵達曽部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、道路除雪に必要な堆雪帯による路肩拡幅により、歩行者、自転車の通行と冬期間の安全確保を図ること。	要望の区間の路肩拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1

	り、歩行者、 自転車の通 行と冬期間 の安全確保 を図ること。					
7月16日	1 道路網等整備の充実について 1 市内道路の災害に強い安全・安心な対策について (4) 一般県道土淵達曽部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間において、通行の安全性を確保するため効果的な道路整備を図ること。	(4) 一般県道土淵達曽部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の車両のすれ違い困難等により支障が生じている区間において、通行の安全性を確保するため、カーブの改良、待避所や路肩拡幅などを効果的に組み合わせた道路整備を図ること。	一般県道土淵達曽部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域 振興局	土木部	C : 1

7月16日	1 道路網等整備の充実について 2 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について	2 東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間直線化整備について 北上 JCT から江刺田瀬 IC 間を直線的に接続することは、走行距離が大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や救急搬送時間の短縮、広域観光の拡大などの効果が期待できることから、令和4年度に岩手県の北上市、大船渡市、釜石市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、住田町、当市、秋田県の秋田市、横手市、大仙市の11市町による「東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間整備促進期成同盟会」が設立されたことを踏まえ、県は当該路線について岩手県新広域道路交通ビジョン及び岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）に位置付けること。	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬 I C から花巻 J C T までの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。 また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月16日	2 土砂災害及び洪水対策の推進について 1 砂防関係施設等の整備について	気候変動による豪雨の激甚化・頻発化は全国的な問題であり、特に、土石流、地すべり及びがけ崩れなどの土砂災害や堤防の決壊及び越水による洪水・浸水被害が多発している。 このような中、県は住民の防災意識を喚起しつつ、地域全体の防災力の向上につなげていくことを目的に、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を公表し、当市では令和4年度及び令和5年度の公表分において合計280か所が該当したところである。 激甚化・頻発化する豪雨対策として、ソフト面での防災対策は重要ではあるが、被害そのものを軽減させるための砂防関係施設及び河川関係施設等のハード整備による対策は、より一層重要である。について	県では、土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト施策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。 砂防関係施設等の整備にあたっては、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。（B）	県南広域振興局	土木部	B : 1

		は、市民の生命及び財産を土砂災害及び洪水等の自然災害から守るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。 1 砂防関係施設等の整備について 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表を踏まえ、砂防関係施設等の整備など、必要な対策を講じること。				
7月16日	2 土砂災害及び洪水対策の推進について 2 猿ヶ石川の浸水被害発生地域に係る対策について	2 猿ヶ石川の浸水被害発生地域に係る対策について 綾織町新里 32 地割内にある猿ヶ石川左岸の堤防は、市の清養園クリーンセンターし尿処理施設付近で途切れており、平成 28 年の台風 10 号をはじめ過去に重大な浸水被害が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、新たに築堤するなど必要な対策を早急に講じること。	猿ヶ石川については、現在、遠野市附馬牛町の安居台橋上流区間において、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させることを目標とし河川改修事業を推進しているところです。 ご要望の区間の河川改修については、安居台橋上流区間の進捗及び緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、当該区間において流水の流下阻害となっていた支障木について、令和元年度に伐採を実施したところです。 引き続き、河道内の土砂堆積や立木の状況等を河川巡視により定期的に監視し、必要に応じて対策を実施するなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月16日	3 国土調査事業費の確保について	国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和 26 年以来国土調査法に	国土調査は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果のほか、東日本大震災津波や近年頻発する豪雨災害等からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能	県南広域振興局	農政部	B : 1

		に基づき実施されている。当市では、昭和 51 年度に宮守町の調査を完了しており、市全体の進捗率は 88.5%となっている。特に、山林の境界を知る人材の高齢化の進行により、時間的な制約が迫っていること、及び山林への関心が希薄であり、管理不全のケースが増えていることから、近年は山間部を優先して調査を進めている。 また、令和 2 年度に遠野産材の利用促進及び森林資源の有効活用を促進することを目的とした条例を策定しており、森林振興施策の一層の推進を図るためにも、境界の設定は重要となる。しかし、国土調査事業費に係る内示率が低下しており、このままでは調査計画に遅れが生じ、その後の道路整備や森林整備等の円滑な実施に影響する可能性がある。 ついては、国土調査事業の円滑な実施に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 国土調査事業費の確保について 国土調査未実施の境界を定めるのに必要な人証や物証が失われつつある中、早期に国土調査の確実な促進をする必要があることから、国土調査事業費の重点的な配分を行うこと。	になるなど、その重要性が改めて認識されています。 また、令和 4 年 6 月に国が策定した基本方針では、所有者不明土地の解消や抑制に不可欠である地籍調査を円滑かつ迅速に推進し、第 7 次国土調査事業十箇年計画（以下「十箇年計画」という。）の目標を達成するため、必要な改善措置を講じることとしています。 このような中、県では、国の十箇年計画に基づき策定した県計画により、防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を確実に推進するとともに、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和 6 年 6 月に国に対し要望を行ったところです。 今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関とも連携しながら、国に対して、必要な予算の確保と森林施業・保全等の施策のある市町村への重点配分について、引き続き要望していきます。（B）			
7 月 16 日	4 生活交通の確保対策について 1 生活交通を維持するための財	人口減少及び高齢化の更なる進展により、中山間地域である当市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持が喫緊の課題となっている。 当市は、広域路線を持たないことなどから、国及び県の財政支援を受けることができず、単独で交通事	県では、地域公共交通計画に基づき、持続可能な交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の新たな交通手段を導入する場合には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	政支援策の拡充及び継続について	業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新など、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。 また、恒常的な乗務員不足や不採算性を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、当市においても、単独の対策では現状を維持することが困難になってきている。 鉄路については、令和4年度の国の提言やJR東日本の発表を踏まえ、令和5年9月に「JR釜石線沿線自治体首長会議」を設置し、沿線一体となり持続可能な交通体系の協議を重ね始めたところである。 ついで、市民の日常生活の維持と均衡ある地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充及び継続について 地域の実情を踏まえた最低限の公共交通網を維持し、地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、対策に係る費用について財政支援の拡充及び継続を図ること。	また、令和6年6月の令和7年度政府予算提言・要望等において、地域内公共交通に対する国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところです。 今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、地方財政措置の状況も勘案しながら、必要な支援について検討していきます。(B)			
7月16日	4 生活交通の確保対策について 2 乗務員の確保対策について	2 乗務員の確保対策について 働き方改革関連法に基づき、本年4月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正されたことに伴い、乗務員不足がより一層深刻化していることから、交通事業者等と連携し人材の確保及び育成対策を推進すること。	県では、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正による運転士不足の深刻化を踏まえ、令和6年度より、乗合バス事業者の運転士確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する支援を実施しているところです。(A)	県南広域振興局	経営企画部	A:1 B:1

		また、Society5.0 社会を見据え、自動運転車等の先進技術の導入や、ライドシェアの普及に向けた取組を検討すること。	自動運転バス等については、デジタル田園都市国家構想交付金や、交通 DX・GX による経営改善支援事業等による支援が行われているところであり、また、いわゆる「日本版ライドシェア」については、国においてタクシー会社以外の事業者の参入についての議論が進められているところです。 県としては、先進技術や新たな制度の活用により、運転士不足等の地域公共交通をとりまく課題の解決に資する可能性があることから、先進事例の分析や国の動向を注視するとともに、必要に応じて制度の拡充や柔軟な運用について国に働きかけていきます。(B)			
7 月 16 日	5 大規模太陽光発電事業に係る防災基準の適用強化について	平成 24 年 7 月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始を契機に、急速に大規模太陽光発電が開発された一方、土砂流出や濁水の発生、住民による反対運動など、開発に起因する問題が全国的に発生している。 当市においても、事業地が山林で集水地形であっても、地域森林計画対象民有林の対象外であったため林地開発許可制度が適用されず、数十ヘクタールにわたり防災対策が講じられないまま、大規模太陽光発電の開発が行われた事例があった。当該地は、土砂流出と濁水の発生が確認され、災害を誘発する可能性もあり、下流域の住民から当市に対し苦情や不安の声が寄せられている。 気象庁は、気候変動により大雨や短時間の強い雨の発生頻度が増加傾向にあることをデータで示しており、山林を開発する大規模太陽光発電事業の防災	国では、令和 5 年 10 月に、森林法の林地開発許可や宅地造成等規制法（盛土規制法）における許可、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可取得に係る認定手続きの厳格化を図るとともに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正し、令和 6 年 4 月からは、関係法令等に違反する事業者に対し、FIT や FIP 交付金の一時停止など、違反状況の未然防止や早期解消の措置が講じられたところです。 一方で、太陽光発電等の発電設備の設置に当たり、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、全国知事会を通	県南広域振興局	保健福祉環境部 林務部	B：1

		対策が不十分である場合、当該事業に起因した土砂災害等が増加する恐れがある。また、土地の属性が山林でなくとも、開発行為に該当しない大規模太陽光発電事業は、防災基準に基づいた対策が十分に施されない可能性がある。太陽光発電は、土地の属性により林地開発等の防災基準の適否が判断されてしまうことから、開発に起因する土砂災害等を誘発する可能性がある。 ついては、太陽光発電事業は、脱炭素社会の実現のために欠かせない存在であるが、開発に起因する諸問題が発生しないよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 大規模太陽光発電事業に係る防災基準の適用強化について 大規模太陽光発電事業においては、引き続き関係省庁が共同し、発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関して更なる対応強化を検討するよう国に働きかけること。 特に、開発行為にあたっては、土地の属性に関わらず必要な防災対策が講じられるよう、防災基準の適用強化に向けた制度改正を検討し、地方自治体が適切に開発事業者等に指導等を行えるようにすること。	じ、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築するよう国に要望しているところです。 引き続き、全国知事会等と連携しながら、国に対し必要な対策を講じるよう働きかけていきます。 林地開発許可については、森林法施行令の改正により太陽光発電設備を設置する場合の許可基準が厳格化され、令和5年4月からは面積が0.5haを超えるものが許可対象とされたところです。 また、土地の用途や属性にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的とした法制度として、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月に施行されたところです。 現在、県では、令和7年5月23日の盛土規制法にかかる規制区域の指定（公示）及び許可手続きの開始に向けて、取り組んでいるところです。今後、市町村にも協力いただきながら、引き続き制度の円滑な運用が図られるよう取り組んでいきます。（B）			
7月16日	6 消防広域化の取組に係る財政支援について	人口減少及び高齢化の更なる進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化及び感染症の拡大等の社会変化に対応するためには、消防力の維持・強化がより一層重要である。	消防指令業務の共同運用に係る設備の整備費用については、国において、消防の広域化、連携・協力を推進する観点から、交付税措置が有利となる緊急防災・減災事業債を充	県南広域振興局	総務部	A：1 C：1

		このような中、消防指令業務の広域化による消防体制強化を目的に、県内 10 の消防本部は「いわて消防通信指令事務協議会」を設置し、通信指令システム及び消防・救急デジタル無線の更新整備を行う「いわて消防指令センター総合整備事業」を共同実施している。 令和 8 年度の運用開始を予定しており、供用開始後は、市町村の管轄を越えた共同運用が図られ、通信指令業務広域化による消防力向上が期待される。一方、本事業の実施に伴い、各消防本部において整備費及び維持管理費の負担が必要であるほか、新たに通信機器や消防資機材等を更新する必要も生じており、特に、当市のような小規模消防本部においては、費用負担が非常に厳しい現状にある。 ついては、消防広域化の取組は、県民の安全・安心な暮らしに直結することから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 消防広域化の取組に係る財政支援について 県は、いわて消防通信指令事務協議会との協議を踏まえ、県独自の財政支援策を講じること。また、国に対し財政支援策の拡充を働きかけること。	当できるよう措置しているところであり、今回の共同運用設備の整備にあたっては、この地方債を活用して整備を進める予定と承知しています。 県としては、いわて消防通信指令事務協議会と連携しながら、消防本部の管轄区域にとらわれず現場に最も近い消防署が対応する際の運用方法など、共同運用の効果が最大限発揮され、計画どおり令和 8 年度から円滑に運用が開始されるよう、必要な助言を行っていきます。(C) なお、財政支援については、国に対して全国知事会を通じて消防防災力を高めるための財政支援の拡充について提言しているところであり、引き続き、国に要望していきます。(A)			
7 月 16 日	7 子ども・子育て支援施策の充実について 1 全国一	国は、人口減少及び急速な少子化を背景に「こども家庭庁」を設置し、令和 5 年 12 月には「こども未来戦略」を策定し、今後 3 年間にわたる「こども・子育て支援加速化プラン」において、支援施策の集中的な取組を進めることとしている。	本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、県及び全国知事会において国に対し要望してきたところですが、今後も粘	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

	律の子ども医療費助成制度の創設について	また、県は、いわて県民計画第2期アクションプランにおいて、「人口減少対策」に最優先で取り組むこととし、結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目ない支援など自然減対策に重点的に取り組むこととしている。 当市においては、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、従来の「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を維持したまま、すべての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し切れ目ない支援を提供する体制を整備したほか、国及び県の財政的支援を受けながら、子ども・子育て支援施策を展開している。 このような中、県内の市町村においては子ども・子育て支援施策の継続及び拡充を図るために財政負担が増大しているほか、支援施策の実施状況に自治体間格差が生じている。 ついては、国及び県の施策と県内市町村の取組が相互に補完し合うことで、施策の効果が高まり、妊産婦や子育て世帯、子どもを社会全体で支える仕組みの実現につながるものと期待されることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 全国一律の子ども医療費助成制度の創設について 子どもに係る医療費助成制度について、国の責任のもと全国一律の制度を創設し、その費用について必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。	り強く国に対し働きかけを行っていきます。 (A)			
--	----------------------------	---	-------------------------------------	--	--	--

7月16日	7 子ども・子育て支援施策の充実について 2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施及び拡充について	2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施及び拡充について 県が令和4年度に開始した「産後ケア事業利用促進事業費補助金」制度を一過性のものとせず、恒久的施策として取り組むこと。 また、国補助金の対象外となる食事代の費用について、県補助金の対象とするなど、補助内容の拡充を図ること。	産後ケア事業については、国のガイドラインに基づき、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者を対象に実施しているものであり、「産後ケア事業利用促進事業費補助」については、利用者の経済的負担を軽減し、利用の促進を図るとともに、市町村における事業の拡大を図ることを目的に、令和4年度から開始しているものです。さらに、令和6年度は、市町村への支援として、産後ケア利用時の子どもの一時預かりや交通費の支援に要する経費への補助を拡充したところです。 今後、利用者のニーズに対応した事業を継続的に実施していくためには、人的体制等を整備するための財源の確保も課題であり、これまでも国に対して、助産師等による専門的な産後ケアの提供のために必要な財政支援の拡充を要望しているところです。 各市町村において、支援を要する妊産婦に対し必要なケアを提供する環境が整備できるよう、補助事業の活用状況や効果等を踏まえながら、今後の事業の継続及び実施方法等を検討していきます。(B) また、食事代については、各市町村における産後ケアの実施方法・実施場所等に違いがあることから、その状況や実施の優先度等を踏まえ、慎重に検討していきます。(C)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1 C : 1
-------	---	--	---	---------	---------	---------------------------

7月16日	7 子ども・子育て支援施策の充実について 3 保育料の無償化に向けた財政的支援について	3 保育料の無償化に向けた財政的支援について 令和5年度に開始した「いわて子育て応援保育料無償化事業費補助金」制度を一過性のものとせず、恒久的施策として取り組むこと。特に、第2子以降の3歳未満児の保育所等利用料の無償化に対する県独自の補助事業の補助率を引き上げること。	県では、令和6年度も「いわて子育て応援保育料無償化事業費補助金」に取り組んでいるところですが、幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き国に要望していきます。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1
7月16日	7 子ども・子育て支援施策の充実について 4 学校給食費の無償化について	4 学校給食費の無償化について 学校給食法に規定している学校給食費の保護者負担について撤廃し、全国一律で学校給食費の無償化を図るとともに、その費用について必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。	給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。 学校給食費の無償化については、国において、こども未来戦略方針に従い、令和5年に学校給食の実態調査を行い、令和6年6月に調査結果、12月に課題の整理が公表されたところであり、今後、具体的方策の検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	経営企画部	B:1
7月16日	8 地域医療の充実について	本県の人口10万人あたりの医師数は218.5人で全国43位、また、厚生労働省が公表する地域ごとの医療ニーズや人口構成を踏まえた、県内の医師偏在指	県では、「岩手県医師確保計画」に基づき、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師を地域の状況	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

		標は 182.5 で全国最下位であり、本県の医師不足は深刻である。 医師数自体は増加傾向にあるが、盛岡圏に医師が集中し、県内でも医師偏在が生じている。 このような中、岩手県立遠野病院は地域の基幹病院として、急性期医療及び救急医療等の重要な拠点であり、地域に無くてはならない存在となっている。しかしながら、常勤医師が減少していることから地域の医療提供体制の強化が求められている。 ついては、地域の医療提供体制を強化し、県民の安全で安心な暮らしを確保できるよう、次の事項について要望する。 1 地域医療の充実について 新たな「岩手県保健医療計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度）に基づき、医師確保対策を確実に実行し、医師偏在を是正すること。 また、岩手県立遠野病院の常勤医師を増員し、医師の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を強化すること。	を踏まえて各病院等に配置しており、今年度は県内すべての二次保健医療圏域の基幹病院等に計 1 7 2 名の奨学金養成医師を配置したところです。 引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)			
7 月 16 日	9 特別支援学校高等部の遠野分教室設置について	平成 19 年 4 月に県立特別支援学校再編整備計画が策定され、できるだけ身近な地域の学校への就学受入の方針のもと、当市には平成 19 年 4 月に岩手県立花巻清風支援学校小学部遠野分教室が整備され、平成 24 年 4 月には岩手県立花巻清風支援学校中学部遠野分教室が開室されている。 これまで、遠野分教室と併設校である遠野小学校及び遠野中学校では、入学式や卒業式、運動会や学習発表会、文化祭、宿泊学習や修学旅行等の学校行事を	県教育委員会では、令和 3 年 5 月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき学びの場等の整備を進めており、高等部分教室設置については、卒業後の自立や就労の実現に向け、作業学習等の職業教育に関わる教育環境や、人間関係の広がりなどを育むための一定の学習集団が必要であり、広域圏を単位として特別支援学校の高等部を設置していることを踏まえ、生徒数の動向や全体的	県南広域振興局	経営企画部	C : 1

		合同開催することで、子ども達の豊かな人間性を育み、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となっている。 一方、岩手県立特別支援学校高等部は、広域圏を単位として6つの地域に本校14校、分校1校の計15校が整備されており作業学習等の職業教育や人間関係の広がりを育むための、一定の学習集団が形成されるよう環境整備が行われている。 しかしながら、当市においては特別支援学校高等部分教室が設置されておらず、高等部で学ぶための寄宿舍生活への心配から進学を諦めるケースがあることが情報として保護者から寄せられている。 ついては、特別支援学校小学部、中学部の多くの生徒が特別支援学校高等部を経て社会に出ていくことから、自立や社会参画促進のために必要な教育環境の充実が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 特別支援学校高等部の遠野分教室設置について 生まれた地域、環境によって著しい教育格差が生じないよう、遠野市に特別支援学校高等部分教室を設置すること。	な学校配置の在り方、高等部・職業教育の推進充実等を勘案し、総合的な視点により検討を進めることとしています。また、令和6年3月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」においても、特別支援学校の整備に関する課題の整理と今後の方針の検討をしていくこととしています。 引き続き、市町村等からの御意見を伺いながら、今後の高等部生徒数の動向等、各地域の実情把握に努めます。（C）			
7月16日	10 障害福祉サービス事業所等における人材確保について	障害者総合支援法及び児童福祉法は、障害福祉サービス事業者等（以下、「事業者等」という。）に対し、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス提供責任者及び児童発達支援管理者責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の配	サービス管理責任者等の配置に係る研修要件については、実践研修の受講にあたって必要となる実務経験が2年とされていますが、令和5年6月から、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、障害福祉サ	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

	1 サービス管理責任者等の配置に係る研修要件の緩和及び研修受講者枠の拡大について	置を義務付けている。 一方、市内の事業所等においては、深刻な人材不足に陥っており、特に、サービス管理責任者等の確保ができず、事業継続が困難になるケースや新規参加者が事業開始を先延ばしせざるを得ないケースが発生している。 岩手県障がい者プラン 2024 では、障がい者支援に係る人材確保のため、事業所等の従業者を対象とした人材育成研修など、キャリアアップ支援策の構築に取り組むこととしていることから、事業者等が安定的に事業運営し、障がい者が地域において豊かで自立した生活を送ることができる共生社会が実現されるよう、次のとおり特段の措置を講じるよう要望する。 1 サービス管理責任者等の配置に係る研修要件の緩和及び研修受講者枠の拡大について サービス管理責任者等の配置に係る研修において、実務経験年数等の受講要件の緩和及び欠員が生じた場合の暫定措置等の拡充を図るよう、県は国に働きかけること。 また、県は、研修に係る受講者枠の拡大を図り、多くの人材が受講できる環境を整備すること。	ービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、6 月以上の経験があれば受講できることとされたところです。 また、サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置についても、従前の措置に加え、要件を満たす者については実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして最長 2 年間配置可能となったところであり、今後も障害福祉サービス事業所の状況や要望等を踏まえながら、必要に応じて国に要望していきます。(B) サービス管理責任者等の各種研修については、令和 6 年度からの岩手県障がい福祉計画において、毎年度、修了者数として各研修 150 名を計画しており、多くの方が受講できるよう実施時期や研修会場等に配慮しながら取り組んでいきます。(B)			
7 月 16 日	11 中山間地域の農業の持続性の確保について 1 日本型	人口減少及び高齢化の更なる進展により、農地維持に係る個々の負担がより一層増加し、農業の担い手が減少する中、国際情勢の影響を受けた生産資材等の価格高騰は、農業経営の大きな負担となっている。	日本型直接支払制度は、担い手への農地集積等構造改革を後押しする上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、国からの十分な予算措置が必要と考	県南広域振興局	農政部	B : 1

	直接支払制度の維持について	国は農業事情の想定外の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法の見直しを行っているが、食料安全保障の確保と農地の多面的機能の発揮は、農地資源の維持がなされなければ達成できない。 中山間地域においては、生産性向上が難しい地域である一方、耕畜連携など地域特性に合わせた農業体系を確立し、農地維持による環境保全、防災、野生鳥獣害の低減など、国民全体に資する多面的機能の発揮に貢献している。 については、中山間地域の重要性について新たな食料・農業・農村基本法においても位置づけし、中山間地域の農業の持続性が保たれるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 日本型直接支払制度の維持について 農業経営の下支えとなっている同制度を維持し、特に、厳しさを増す中山間地域に対する支援を拡充するよう国に働きかけること。併せて、生産に必要な農業用施設の長寿命化に係る予算が十分に確保されるよう国に働きかけること。	えております。 また、多面的機能支払においては、国の本県への予算配分は要望額の8割程度にとどまっています。 このため、県では、昨年度に引き続き、令和6年6月及び11月に国に対し、十分な予算措置を強く要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)			
7月16日	11 中山間地域の農業の持続性の確保について 2 水田活用の直接支払交付金の見直しにつ	人口減少及び高齢化の更なる進展により、農地維持に係る個々の負担がより一層増加し、農業の担い手が減少する中、国際情勢の影響を受けた生産資材等の価格高騰は、農業経営の大きな負担となっている。 国は農業事情の想定外の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法の見直しを行っているが、食料安全保障の確保と農地の多面的機能の発揮は、農地	県では、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう、令和6年6月、国に対して要望しているところです。 また、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実	県南広域振興局	農政部	B : 1

	いて	資 源の維持がなされなければ達成できない。 中山間地域においては、生産性向上が難しい地域である一方、耕畜連携など地域特性に合わせた農業体系を確立し、農地維持による環境保全、防災、野生鳥獣害の低減など、国民全体に資する多面的機能の発揮に貢献している。 ついては、中山間地域の重要性について新たな食料・農業・農村基本法においても位置づけし、中山間地域の農業の持続性が保たれるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 2 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 多年生牧草の作付に対する支援拡充、水田の水張要件の運用見直しについて国に働きかけること。	情を十分に踏まえた運用とするよう、国に対して要望しているところであり、引き続き、国に対して必要な対策を講じるよう求めています。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。(B)			
7月16日	11 中山間地域の農業の持続性の確保について 3 農業政策間の調整について	人口減少及び高齢化の更なる進展により、農地維持に係る個々の負担がより一層増加し、農業の担い手が減少する中、国際情勢の影響を受けた生産資材等の価格高騰は、農業経営の大きな負担となっている。 国は農業事情の想定外の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法の見直しを行っているが、食料安全保障の確保と農地の多面的機能の発揮は、農地資源の維持がなされなければ達成できない。 中山間地域においては、生産性向上が難しい地域である一方、耕畜連携など地域特性に合わせた農業体系を確立し、農地維持による環境保全、防災、野生鳥獣害の低減など、国民全体に資する多面的機能の	県では、水田活用の直接支払交付金の見直しに対し、生産者や市町村、農業団体などからは、生産意欲の減退や耕作放棄地の発生への懸念等の声が寄せられていることから、引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、国に対して要望しているところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	農政部	B : 1

		發揮に貢献している。 ついては、中山間地域の重要性について新たな食料・農業・農村基本法においても位置づけし、中山間地域の農業の持続性が保たれるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 3 農業政策間の調整について 水田活用の直接支払交付金等の見直しを行う際は、その他の制度間で生じる影響をあらかじめ精査し、中山間地域において転用及び共同活動機能の衰退、耕作放棄につながらないよう、適切に調整するよう国に働きかけること。				
7月16日	12 畜産業に関わる支援について 1 配合飼料や肥料等の農業資材の高騰対策について	物価高騰の影響により農業資材等の価格は高止まりし、畜産・酪農業の経営状況は依然として厳しい状況である。 配合飼料や肥料等の価格高騰の影響は、肥育牛生産者の市場等での買い控えにまで波及し、肉用子牛や乳用牛等初生牛の市場価格は下落傾向にある。また、酪農業においては、生乳の生産抑制の見直しが図られるも、物価高騰により乳製品の需要も低調に推移しており、安定的な収入が見込めないとして離農せざるを得ない農家も出てくるものと見込まれる。 については、畜産・酪農業のかつてない危機的状況を打開し、更なる振興と持続的発展を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 配合飼料や肥料等の農業資材の高騰対策について	県では、飼料や肥料等の価格が高い状況が続いており、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、令和6年度一般会計補正予算（第9号）において、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 また、「配合飼料価格安定制度」についても、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、令和6年6月、国に対して制度の拡充を要望しているところです。 加えて、「国内肥料資源利用拡大対策事業」、「肥料原料備蓄対策事業」について、農	県南広域振興局	農政部	A：1

		国及び県において農業資材の高騰対策を実施しているが、飼料や肥料等の農業資材の価格が高止まりしており、畜産・酪農業の経営がひっ迫していることから、配合飼料及び肥料価格の安定化を図るとともに、高騰対策に係る支援を継続するよう国に働きかけること。	業経営への影響を緩和する観点から、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するほか、肥料価格は依然として高い状況が続いていることから、価格上昇分を補填する対策等を講じるよう、国に対して要望しているところです。（A）			
7月16日	12 畜産業に関わる支援について 2 国産飼料の自給率向上について	2 国産飼料の自給率向上について 飼料等の国内自給率を向上させるため、草地関連基盤整備の中山間地域における面積要件を更に緩和するよう、国に働きかけること。 また、飼料生産における天候リスク・相場変動リスクに備えるため、輸入穀物を主体とする配合飼料に替わる高栄養価の飼料作物の生産体制確立を支援するとともに、普及推進を図ること。	地域の畜産・酪農業のさらなる振興と持続的発展を図るうえでは、飼料等の自給率向上は重要な課題と認識しております。 草地関連基盤整備事業の活用に向けては、地域の実情を丁寧に伺いながら、受益者の掘り起こし等により事業要件が達成されるよう、関係機関と連携して支援してまいります。 また、輸入穀物を主体とする配合飼料に替わる高栄養価の飼料作物の生産に当たっては、地域での生産技術確立に向けた実証を支援するとともに、生産体制の確立に向けて、関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。（B）	県南広域振興局	農政部	B：1
7月16日	13 獣医師の確保について	国の家畜共済制度が平成31年度に改正されたことに伴い、家畜診療事業が独立採算制となったことを受け、岩手県農業共済組合における同事業の経営状況は悪化しており、家畜診療所の現状維持が危ぶまれる状況となっている。 当市及び沿岸地域においては開業獣医師が少ないことから、同組合が家畜診療活動の中核を担っており、家畜診療所の存続は獣医療環境の地域間の均衡	獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところであ	県南広域振興局	農政部	B：1

		を保つ上で欠かすことができないものである。 については、畜産農家が安心して生産活動に取り組むことができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 獣医師の確保について 産業動物臨床獣医師の確保対策は、畜産県岩手において重要なテーマであることから、令和3年3月策定の「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」を着実に推進すること。特に、岩手県農業共済組合の家畜診療所の給与所得による安定した雇用環境は、確保対策として最も有効な手段であることから、獣医師の受け皿として存続するよう働きかけること。また、県、市町村、JA等の関係機関・団体全体が連携し、同共済組合の家畜診療を支える体制について県主導で構築すること。	り、引き続き、県全体の獣医師の確保に努めていきます。 加えて、本県の家畜診療体制を維持していく上で、岩手県農業共済組合の家畜診療所が担っている役割も大きいことから、県では県農業共済組合に対し、機会を捉えて運営の健全化に向けた指導や、運営に関する関係者への丁寧な説明の実施を要請してきたところです。 県農業共済組合では、平成30年度の制度改正において家畜共済勘定と家畜診療所勘定が分離されたことに伴い、従来から遠隔地への往診などコストが高い経営環境にあった家畜診療所の赤字が顕在化し、一部の家畜診療所の廃止に至ったものと承知しています。 県農業共済組合が今後も長期にわたって獣医師の雇用環境を維持していくためには、家畜診療事業の経営改善が必須であることから、家畜診療事業の存続に向けて、引き続き同組合に対し、収支改善に向けた助言等指導を行っていきます。 また、県農業共済組合においては、家畜診療所の適正な運営を図るため、県や学識経験者で構成する「岩手県農業共済組合家畜診療所運営委員会」を設置しており、県としては、同委員会を通じて、引き続き同組合の家畜診療体制の維持について検討していきます。 (B)			
--	--	--	---	--	--	--

7月16日	14 ニホンジカ等獣類の被害対策について 1 鳥獣被害防止総合対策交付金の確保について	当市において、有害鳥獣による農作物等被害が継続的に発生している。特に、ニホンジカによる被害は多様化し、農林業のみならず、車両接触事故も多発するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしている。 さらに、市街地及び住宅地、その付近を流れる一級河川の河川敷においてツキノワグマ等が目撃される事例があり、人的被害に発展することを危惧している。 本市においては、県内の約2割に及ぶ年間5千頭以上のニホンジカを捕獲している。一方で、県内の個体数は約10万頭と推計されており、当市の農作物被害額は、平成30年以降増加し続けている。 岩手県の第6次シカ管理計画でも示されており、個体数の低減、農林業被害等の拡大防止・低減は喫緊の課題であるほか、捕獲した個体の処理に加え、現在はツキノワグマやイノシシ対策も急務となっていることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 鳥獣被害防止総合対策交付金の確保について 鳥獣被害対策の拡充を図るため、必要な予算を確保すること。	県では、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っており、遠野市に対しては、令和6年度、ニホンジカ約2,100頭分の有害捕獲に相当する交付金予算16,962千円を配分しています。 また、令和5年度から新たに広域捕獲の取組を開始したほか、令和6年度には、シカの集中捕獲などの特別対策に要する経費を支援することとし、有害捕獲の取組を強化したところです。 なお、県では「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、令和6年6月、国に対して、有害捕獲活動の上限単価を上げるとともに、必要な予算を措置するよう要望しているところであり、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	農政部	B:1
7月16日	14 ニホンジカ等獣類の被害対策について 2 ニホンジカの個体	2 ニホンジカの個体数の適正化について ニホンジカの個体数減少に向けては、担い手の確保等、捕獲圧の維持・向上に資する対策に加え、捕獲個体の処理負担軽減に資する広域的な処理体制の構築などが必要となっていることから、県主体によるオール岩手での対策を強化す	県では、「第6次シカ管理計画」において年間2万5千頭以上のニホンジカの捕獲を目標に掲げ、その達成に向けて、狩猟期間の延長や全県一斉での捕獲強化期間の設定による捕獲の促進、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施などの様々な取組を市町村や関係機関	県南広域振興局	保健福祉環境部、農政部	B:1

	数の適正化について	ること。	と連携の上、進めているところです。 担い手の確保については、捕獲の担い手の中核となる若手狩猟者の確保・定着を図るための研修会を開催しているところです。 また、捕獲個体処理の負担軽減を図るため、県単独事業として、市町村等が行う捕獲個体の処理施設の整備に要する経費を支援する「鳥獣捕獲個体処理効率化事業」を創設したところです。 引き続き、市町村及び関係機関と連携しながら、個体数管理及び農作物被害の低減に向けた取組を進めます。 有害捕獲の取組については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用に加え、令和5年度から新たに広域捕獲の取組を開始したほか、令和6年度には、シカの集中捕獲などの特別対策に要する経費を支援することとし、取組を強化したところです。 捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、焼却処理施設及び減容化施設の整備に係る経費への定率（1/2）支援、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費に係る定額支援、ジビエを地域資源として活用する場合の支援メニュー（ソフト：定額、ハード：1/2）が措置されており、県では、市町村等が行う施設の整備に対して、交付金の活用支援などを行っていきます。（B）			
--	-----------	------	--	--	--	--

7月16日	14 ニホンジカ等獣類の被害対策について 3 市街地及び住宅地における対策強化について	3 市街地及び住宅地における対策強化について 市街地及び住宅地付近の一級河川においては、河川敷に生い茂った草木等を伐採するなど、ツキノワグマ等の獣類が寄り付きにくい環境を整備すること。 また、市街地及び住宅地において出沒した獣類の有害捕獲を効率的に行えるよう、市街地及び住宅地での猟銃の使用に係る規制の見直しについて、引き続き国に強く働きかけること。	管内の一級河川における草木等の伐採について、河川公園やサイクリングロードなどの河川敷の草刈りについては、貴市の協力をいただきながら取り組んでいるところです。 また、河道内の支障木については、これまで、「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの予算を活用し、猿ヶ石川や長野川など10河川13箇所で開催掘削と合わせて伐採を進めてきたところです。 このほか、令和4年に遠野第二ダム周辺で熊が目撃されたことから、令和5年度に遠野第二ダム周辺の伐採を実施したところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A) 市街地等における対策強化について、国では、市街地における銃使用を可能とする鳥獣保護管理法の改正をしたところですが、実際の運用に当たっては、具体的な判断基準や安全確認の方法などに課題があると認識しています。 県では、引き続き、国からの情報収集に努めながら、住民と狩猟者の安全を確保した上で、麻酔銃を含めた市街地でのクマの捕獲が実施できる体制の構築に向け、市町村や関係機関等と連携し、取り組んでいきます。(B)	県南広域振興局	土木部 保健福祉環境部	A:1 B:1
-------	---	--	--	---------	----------------	------------

7月16日	15 外国人材の受入環境の充実について 1 在留外国人に関する支援について	技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上地域等の外国人を日本で一定期間受け入れ、OJT等を通じて技能を習得し、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的に平成5年に創設された。 また、少子高齢化により各分野で働き手が減少していることから、新たに外国人材を雇用するため、平成31年4月から特定技能制度による受け入れが可能となった。 令和5年6月現在、技能実習生等（技能実習及び特定技能）は全国で約53万人、岩手県内で約4,800人が在留しており、うち当市では206人が市内の事業所に従事し、地域経済の活力を生み出す貴重な人材として活躍している。少子高齢化及び人口減少が進展する地域において、外国人材のニーズはより一層高まることが想定されることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 在留外国人に関する支援について 外国人材が異国の地でも安全安心な暮らしを享受できるよう、在留外国人に関する支援制度を充実させること。	人口減少が急速に進み全国的に産業人材の確保が課題となり、外国人材の受入を進めていくことが求められる状況にあると考えています。 こうした中、国においては、技能実習制度及び特定技能制度の見直しが進められ、現行の技能実習制度に代わり、外国人材の育成と確保を目的とした「育成就労」制度を創設する改正入国管理・難民認定法などが成立したところです。 こうした動きに的確に対応していくためには、単に、不足する労働力を補うといった観点ではなく、地域経済を牽引する高度人材の受入れや、待遇面に優れた労働環境の構築とともに、海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めることが重要であると考えています。 このため、令和7年度政府予算提言・要望において、多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう要望するとともに、外国人労働者の雇用実態の把握のための調査や、関係機関と連携した日本語教育の支援などに取り組んだところです。 また、令和7年度は、外国人材の県内事業所への円滑な就労及び定着を促進するた	県南広域振興局	経営企画部	B:1
-------	---	---	---	---------	-------	-----

			め、外国人インターンシップの受入費用を補助する市町村への支援に取り組むなど、外国人人材を受け入れていくに当たって必要となる対応を進めてまいります。 在留外国人への支援については、令和元年度にいわて県民情報交流センター（アイーナ）の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応しているほか、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいます。 引き続き市町村や国際交流協会等、関係機関と連携を図りながら、支援内容の充実に努めていきます。（B）			
7月16日	15 外国人材の受入環境の充実について 2 外国人材受入のためのマッチング支援について	2 外国人材受入のためのマッチング支援について 外国人材を受け入れたい事業者と外国人材とのマッチングが更に活発となるよう、外国人材の受入に要する監理経費等の負担軽減につながる支援策を創出すること。	県内においても、外国人材の受入に向けた動きが出ていることから、こうした動きとも十分に連携しながら、必要となる対応について検討を進めてまいります。（B）	県南広域振興局	経営企画部	B：1
7月16日	15 外国人材の受入環境の充実について 3 円滑な	3 円滑な制度運用のための連絡協議会の設置について 外国人技能実習機構と監理団体の間に、新たな連絡協議会を設置し、監理団体の声をくみ取	技能実習法に係る東北地区地域協議会は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なる中で、東北地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	制度運用のための連絡協議会の設置について	り、円滑に制度を運用できる環境を構築するよう、国に働きかけること。	安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的に設置されており、岩手県内からも岩手労働局、県、県警察本部が構成員として参画しています。 外国人技能実習機構と監理団体の新たな連絡協議会の設置については、育成就労制度の動向や国の動きなどを踏まえ、必要に応じて国へ働きかけてまいります。（Ｂ）			
7月16日	16 地域の特色を生かした高校教育の充実について 1 地域の特色を生かした授業カリキュラムの構築及び学科の見直しについて	県では、現行の「新たな県立高等学校再編計画後期計画」が令和7年度に終期を迎えることから、次期計画の策定に向け、令和5年6月から「県立高等学校教育の在り方検討会議」を開催し、予測困難な社会変化や少子化による更なる生徒数の減少等を見据え、県立高等学校（以下、「高校」という。）の教育のあり方について検討している。 当市においては、地元高校は地域活性化と地域社会の担い手育成に無くてはならない重要な拠点であることから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に高校を核とした地域づくり・人づくりの取組を位置づけ、グローバル人材育成支援、キャリア教育支援、通学費及び下宿費補助等の独自支援策を展開し、地元高校の魅力化に取り組んでいる。 全国的な少子化を背景に、生徒数の減少傾向は直ちに改善され難い現状にあるが、人口減少が進む地域にあっては、地域活性化と人材育成の拠点として高校が果たす役割はますます重要なものとなること	貴市の遠野高校及び遠野緑峰高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）では、教育の質の保証と機会の保障を柱としつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。後期計画期間中においては、地域や地域産業を担う人づくりの実現に向け、各地域の学校規模をできる限り維持するとともに、多様な分野の学びを確保し、地域の教育資源を活用した実践的な学習活動の充実等を図りながら教育環境の整備に努めています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に着手しているところであり、令和6年5	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		から、今後は、地域の特色を生かした高校教育の構築がより一層求められている。 ついては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 地域の特色を生かした授業カリキュラムの構築及び学科の見直しについて 専門高校の校内プロジェクト、授業内容等は地域の産業構造と密接に関わっており、これからの地域産業を担う人材の育成という観点からも重要であることから、当市の農業、観光、文化、自然環境等の特色を生かした授業カリキュラムを構築し、学科の見直しを図ること。	月には6地区8会場で地区別懇談会を開催し、専門高校についても、様々な御意見や御提言をいただいたところです。 令和6年度末の県立高校教育の長期ビジョンの策定に当たっては、本県における専門高校のより良い在り方について、有識者や地区別懇談会での御意見も踏まえ、慎重に検討していきます。(B)			
7月16日	16 地域の特色を生かした高校教育の充実について 2 高校と地域をつなぐコーディネーターの配置について	2 高校と地域をつなぐコーディネーターの配置について 地域の関係機関・団体等と高校をつなぐ専任のコーディネーターを配置し、協働で実施する特色ある取組の深化及び高校魅力化の強化を図ること。	貴市の遠野高校及び遠野緑峰高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(以下「後期計画」という。)(計画期間:令和3年度から令和7年度までの5年間)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んできた「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度まで国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」により、取組の全県展開を図っており、魅力ある学校づくりを推進してきました。	県南広域振興局	経営企画部	B:1

			その推進に当たっては、学校ごとに、それぞれの魅力化の方向性に応じた地域等関係機関との連携・協働の場(コンソーシアム等)の構築、特色ある教育活動の実践、WEB 投稿サイト「note」を活用した情報発信等に取り組んでおり、県教育委員会としても、各種研修会の開催や、学校への訪問指導、情報提供等により、地域の教育資源やコーディネーター等の外部人材の活用を図りながら、各校の魅力化の取組を支援しています。 令和7年度は、「いわて高校魅力化推進事業」により、高校魅力化に取り組む民間団体と協働し、市町村の地域連携コーディネーターの配置促進や活動支援など、県立高校・関係機関等による「高校魅力化」の取組を推進することとしています。 今後も、地域等と連携しながら、各校の魅力づくりや地域を支える人材育成等に取り組んでいきたいと考えています。(B)			
7月16日	17 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について	当市の貴重な文化財であり観光資源の柱である国指定重要文化財「旧千葉家住宅」においては、国の支援を受け、平成27年度から10年を超える歳月と20億円程の経費が見込まれる整備事業を計画し、その価値の保存と文化財を活用した地域振興を図る取組を進めている。さらに、令和5年3月20日には「鍋倉城跡」が戦国期以降の城郭で県内3例目の国指定史跡に指定され、県を代表する城跡の一つとして、今後は保存活用計画を策定し、必要な活用整備を進め	県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。 また、県教育委員会では、文化庁と連携し「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して人的・技術的支援を行っていきま	県南広域振興局	経営企画部	C:1

		ようとしている。 国庫補助事業である国指定文化財の保存修理事業や防災施設整備事業、公開活用整備事業に対する県の嵩上げ補助については、多くの都道府県において行政規模に応じた責務として行われているが、県では平泉・橋野高炉・御所野遺跡の世界遺産に特化され、個人住宅関連の発掘調査費等を除き、平成 16 年度以降凍結されたままとなっている。文化財保護法では、文化財を総体的に活用した新たな魅力の創出と情報発信が重要であるとの方向性が示されており、地方自治体においても取組の強化が求められている。 令和 3 年 3 月 30 日に岩手県教育委員会が策定した岩手県文化財保存活用大綱には、『多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして次世代へ継承する「いわて」』を目指すべき将来像として掲げていることから、県・市町村が協力し、世界遺産だけではなく先人たちが残してきた多様な文化財を継承するとともに、その価値を広くまちづくりに生かす必要がある。 については、文化的資源を生かした持続可能なまちづくりと魅力発信を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について 地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「旧千葉家住宅」の修理・防災・公開活用事業、国指定史跡「鍋倉城跡」の活用整備事業への	す。〈C〉			
--	--	---	-------	--	--	--

		対応など、県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。				
--	--	---	--	--	--	--